

# 子どもの人権擁護に関する宣言

あさかホスピタルで働く私たちは、子どものみなさんがもつ「権利」を大切に守ることをお約束します。  
「児童の権利に関する条約」には守るべき以下の4つの権利（原則）が示されています。

## 1. 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます

私たちは、命が守られ、自分らしく生きる力を育むことができるよう、支援します

## 2. 子どもにとって最善の利益が考慮されること

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます

私たちは、子どもにとってもっともよいことを一番に考えて、支援します

## 3. 子どもが意味のある参加ができること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します

私たちは、みなさんの心の声に耳を傾け、想いや感じていることを尊重します

## 4. 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます

私たちは、みなさんを同じように大切にします

「子どもの権利条約」1989年国連総会において採択、1990年発行